

記者発表（資料配布）				
月／日	担当課・係名	TEL	発表者名	その他資料配付先
10／12 （金）	社会教育課 社会教育係	内線（5756） 直通（078-362-3782）	土屋 由利子 （藪内 大介）	文部科学省 10月12日（金）14:00

**平成 30 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰・平成 30 年度 P T A 活動振興功労者表彰
（小・中学校 P T A 分）について**

記

平成 30 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰・平成 30 年度 P T A 活動振興功労者表彰（小・中学校 P T A 分）について、下記のとおり決定した旨の通知がありましたので、お知らせいたします。（兵庫県内：3 団体、功労者 4 名）なお、表彰式は、下記のとおり執り行われます。

記

1 優良 P T A 文部科学大臣表彰 被表彰団体

（1）洲本市立洲本第三小学校 P T A（会長：城田 知志）

「ふるさとふれあい祭り」や「防災マップ作成」等、地域や学校と協働した活動を実施している。また、趣向を凝らした広報誌づくりに取り組む等、積極的な情報発信に努めている。

（2）神戸市立長尾小学校 P T A（会長：川谷 しおり）

近隣校との連携を図り、地域団体と協力して、実際のゴルフ場を活用した「親子パターゴルフ大会」や大型商業施設のパトロール活動を実施する等、地域の核となり、よりよいまちづくりを目指した活動を推進している。

（3）神戸市立原田中学校 P T A（会長：岸本 愛子）

「区を明るくする区民活動」への積極的な参加等、地域の活性化に努めている。また、校内の環境整備や見回り活動を兼ねた「一輪挿し運動」や、「あいさつ運動」に継続的に取り組み、実績を上げている。

2 P T A 活動振興功労者表彰 被表彰者

（1）尾上 浩一（公益社団法人日本 P T A 全国協議会 元会長）

日本全国の児童生徒の教育環境の改善や、行政と P T A との連携、協力関係の構築のために尽力した。特に、学校給食の普及といった環境改善への働きかけの実績は大きく、児童生徒の健全育成に大きく貢献した。

（2）西家 幸男（兵庫県 P T A 協議会 会長）

小学校の統廃合という大きな課題に真摯に向き合い、統合小学校の P T A 組織整備に大きな役割を果たした。また、東日本大震災の被災児童との交流を進める等、関係団体と連携しながら積極的な活動を展開した。

（3）谷原 晴巳（豊岡市 P T A 連合会 会長）

各種大会・研修会等への積極的な参加を会員に呼びかけ、活動を活性化させる等、広い視野で P T A 活動に取り組み、関係 P T A や参画する他団体との橋渡し役として尽力した。

（4）武内 一登（神戸市 P T A 協議会 元会長）

他団体との交流・連携を積極的に行うとともに、既存事業を見直しながら、明るく楽しい魅力ある P T A 活動を推進し、地域社会の発展のために広範囲に渡って活躍した。

3 表彰式

式典名	公益社団法人日本PTA全国協議会創立70周年記念式典
日時	平成30年11月21日(水) 13:30～ (公益社団法人日本PTA全国協議会主催)
会場	ホテルニューオータニ(東京都千代田区紀尾井町4番1号)

(参考)

1 平成30年度優良PTA文部科学大臣表彰

(1) 表彰の趣旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを文部科学大臣が表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

(2) 表彰基準

組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

①組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算、経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開、活発な広報活動が行われていること。

②活動について

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」(学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動)が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

2 平成30年度PTA活動振興功労者表彰

(1) 表彰の趣旨

PTA創立70周年に当たり、PTA活動の振興に顕著な功績のある者を文部科学大臣が表彰し、もってPTAの健全な育成と発展に資する。

(2) 表彰基準

被表彰者は、単位PTA又は全国・ブロック・都道府県・郡・市(区)町村のPTA連合組織において、原則として3年以上にわたり、会員又は役員として、次に掲げる分野において、その活動の振興に顕著な功績のある者であること。

ただし、PTAの名目的な役職の地位にあったのみの者、PTAに対する財政的援助をしたのみの者、主として学校後援会的活動に従事したのみの者、及び過去にPTA活動振興功労者として文部大臣の表彰を受けている者を除く。

- ①組織の整備・充実、運営面の改善に関すること。
- ②会員相互の学びに関する諸活動の振興に関すること。
- ③地域の教育環境の改善に関すること。
- ④児童・生徒等の学校外における諸活動や、生活の指導に関すること。